伊賀市の適正な土地利用に関する条例の 関係データの分析等について

2019(令和元)年 10 月

都市計画課 開発指導室

目 次

Ι	はじめに	•••	1
I	条例の運用実績により得られた情報の活用	•••	2
Ш	条例が与える効果や影響の分析手法	•••	4
IV	2018(平成 30)年度調査結果と分析	•••	7
V	まとめ		12

I はじめに

伊賀市の適正な土地利用に関する条例(以下、「条例」という。)については、2018(平成30)年4月2日に運用を開始し、現在まで適正に運用を進めてきました。

本書については、運用開始後1年が経過し、2018(平成30)年度の建築事業に関する国の統計情報等が示されてきたことから、これらの情報を整理するとともに今後の関係データの把握方法やその目的を明らかにすることで、土地利用条例が市内の建築開発事業に対して与えた効果や影響を検証するための基礎とするものです。

また、把握した情報は、インターネット上で公表し、市民等と情報共有を図る とともに条例の一層の周知を図ります。

Ⅱ 条例の運用実績より得られた情報の活用手法

1 条例監理の検証データとしての活用

条例の手続きがなされている建築開発事業の手続きの件数と国の統計調査結果を 比較し、その乖離の状況を調査・分析することにより、条例の運用監理の精度を確 認します。特に条例の違反実態については、正確な把握が難しいことからこの結果 により違反実態の概ねの規模を確認し、違反パトロール体制の検討材料として活用 します。

2 条例が与える効果や影響の分析に活用

条例によって期待される効果や想定される影響及びその分析については、次のとおりです。

(1)土地利用誘導の効果

条例の趣旨にもあるとおり、条例の施行によって土地利用誘導の効果が期待でき、 地区の特性にあった建築物用途の適正化が図ることができます。

(2) 市内の建築開発事業の把握

まず、条例による効果のひとつとして、市内において建築開発事業を行う際は、原 則条例による手続きが必要となることから、これらを概ね把握することが可能となり ます。

(3) 条例による建築行為への影響

条例は、市全域の建築行為等を規制・誘導する制度であり、建築行為の実行に影響を与えている可能性が考えられます。また、旧市街化調整区域(上野地区の一部)については、条例運用開始前と比べ、一部規制が緩和している(例えば、名阪国道インターチェンジ付近や幹線道路の沿道においては、流通系用途の許容や既存集落内やその周辺区域における一戸建て住宅の許容などである。)ことから、旧市街化調整区域内において、この影響が想定されます。その他、本市の建築行為の用途のなかでは、住宅用途が多くを占めることから、これらの調査手法を明らかにします。

(4) 行政投資の軽減の効果

行政投資の軽減については、効果として期待できるものの、将来的な効果であることから、今後の検証課題とします。

3 条例の運用状況の公表による条例周知手段として活用

条例手続きの運用状況などを市ホームページに掲載し、条例の周知を兼ねて市民、 事業者等へ情報提供します。

Ⅲ 条例が与える効果や影響の分析

1 条例による建築開発事業の把握の信頼性の分析手法 ※II-2-(2)に関連年度ごとに条例の適合通知証交付件数に対して、本市の同年度の建築着工統計調査結果の件(棟)数を比較し、これらの差異率を単年度ごとに確認します。ただし、各手続きの時期のずれなどが想定されることから完全一致するものではないことを前提とします。各手続きの時期のずれについて、具体的には、適合通知証交付後に建築基準法に基づく建築確認を受け、工事届の提出に至ることから、適合通知証交付時期と工事届提出時期の差は必ず発生するものと言えます。

なお、条例における建築開発事業の把握が一定の高い水準でできているとすれば、条例の運用によって概ねコントロールできていることになり、次項以降の分析の信頼性が高まると言えます。

【活用データ】

(1)条例手続きがなされた建築開発事業の集計結果 調査対象年度において、土地利用条例による適合通知証を交付した建築開 発事業件数(用途別件数を含む。)を抽出。

(2)建築着工統計調査結果(国土交通省)2014(平成 26)年度から 2018(平成 30)年度の建築着工統計調査結果のうち

【第7表-2により抽出】着工建築物:市区町村別、用途別本市の建築行為の件(棟)数、用途別建築行為の件(棟)数

2 土地利用誘導の効果の分析手法 ※Ⅱ-2-(1)に関連

土地利用誘導の効果については、単年度ごとに条例に基づき手続きがなされた事業の地点を伊賀市の全図上に示し、その分布の状況を確認します。この結果において、建築開発事業が拠点区域などに集約されているかどうか、また、保全区域での建築開発が抑制されているかどうかを確認し、土地利用誘導の効果を確認します。

【活用データ】

条例手続きがなされた建築開発事業の集計結果

条例に基づき手続きがなされた建築開発事業の位置を地図上に示し、その 分布を明らかにした図(以下、「プロット図」という。)

3 条例による建築行為に対する影響の分析手法 ※Ⅱ-2-(3)に関連

(1) 条例運用開始前後の建築行為件数に対する影響の分析手法

本市の建築行為の件数と全国、三重県、隣接市及び類似団体の建築行為の件数の推移を比較することによって、条例が本市の建築行為に与えた影響を分析します。期間については、条例運用開始前5カ年、運用開始後5カ年の計 10カ年を確認していきます。

【活用データ】

建築着工統計調査結果(国土交通省)

2014 (平成 26) 年度から 2018 (平成 30) 年度の建築着工統計調査結果のうち

【第1表により抽出】着工建築物:用途別、建築主別 全国における建築行為の件数、用途別の建築行為の件(棟)数 三重県における建築行為の件数、用途別の建築行為の件(棟)数

【第7表-2により抽出】着工建築物:市区町村別、用途別

本市、隣接市及び同一の市町村類型(II-2)の自治体(以下、「類似団体」という。)の建築行為の件(棟)数、用途別建築行為の件(棟)数 ※市町村類型については、2017(平成29)年度基準とする。

(2) 旧市街化調整区域内における規制緩和の影響の分析手法

旧市街化調整区域内における規制緩和の効果については、市街化調整区域における開発行為が全面積を手続きの対象としていたことから、条例運用開始前の都市計画法第 29 条及び第 34 条許可件数等の推移を確認するとともに、条例運用開始後の条例適合通知証交付件数(届出案件を除く。)等の推移を確認します。期間については、条例運用開始前5カ年、運用開始後5カ年の計 10カ年を確認していきます。

【活用データ】

- (1) 都市計画法第29条及び第34条に基づく開発行為許可件数及び面積 2013(平成25)年度から2017(平成29)年度における都市計画法第29条 及び第34条に基づく開発行為許可の件数及び面積を抽出。
- (2) 旧市街化調整区域内における条例の適合通知証交付件数及び面積 2018(平成30)年度から2022(令和4)年度における条例の適合通知証 交付件数及び面積を抽出。(ただし、旧市街化調整区域内かつ開発許可が必 要だったものを抽出。)

(3) 条例運用開始後の各支所管内別の住宅用途件数等と世帯数の推移

住宅用途の建築行為については、本市の建築行為の多くを占めることから、住宅用途への影響の有無についても確認していく必要があります。このことについては、各支所管内の住宅用途の件数及び面積を確認するとともに、住宅用途の建築については、世帯数(単身世帯を除く。)とも密接に関係しているものと想定されることから、あわせてその推移を確認していきます。期間については、条例運用開始後 10 カ年の推移を確認します。

【活用データ】

(1)条例に基づく適合通知証交付件数及び面積

2018 (平成 30) 年度から 2027 (令和9) 年度における各支所管内別の条例の適合通知証交付件数及び面積を抽出。

(2) 住民基本台帳統計

2018 (平成30) 年度末から2027 (令和9) 年度末の住民基本台帳における世帯数(単身世帯を除く。)を抽出。

(4) 条例運用開始後の条例基本区域別の住宅用途件数の推移

住宅用途については、(3) とあわせて、条例基本区域別にもその推移を確認し、影響の有無を分析します。期間については、(3) 同様に条例運用開始後 10 カ年の推移を確認します。

【活用データ】

条例に基づく適合通知証交付件数及び面積

2018 (平成30) 年度から2027 (令和9) 年度における条例基本区域別の条例の適合通知証交付件数及び面積を抽出。

Ⅳ 2018(平成30)年度調査結果及び分析

1 条例による建築開発事業の把握の信頼性の分析 ※Ⅱ-2-(2)に関連 2018 (平成 30) 年度における条例適合通知証交付件数と同年度の建築着工 統計調査結果の件(棟)数の比較については、表1のとおりです。

条例適合通知証交付件数の総数が 357 件に対して、建築着工統計における 市内の工事届件(棟)数の総数は 354 件であり、その差は 3 件で 1 %未満の差 異となり、この差異は、全体件数に対して少数であると言えることから、条例 による建築開発事業の把握は、一定の水準でなされているものと言え、あわせ て次項からの分析に係る調査結果の信頼性が高まります。

単位:件、%

					T T : ()
	比較用分類	条例件数	工事届 件(棟)数	差引	差引割合
		Α	В	C[A-B)	DIC(B)
I	住居系用途	282	270	12	
I	商業·業務·宿泊等	16	22	-6	
Ш	工場·倉庫等	27	29	-2	
IV	公共·公益	5	4	1	
٧	農林漁業関係	12	13	-1	
VI	その他	15	16	-1	
	計	357	354	3	0.85

「条例件数」は、条例適合通知証交付件数のうち、以下のものを除いた件数

- (1) 分譲住宅地などの造成のみの事業に対する交付
- (2) 変更による適合通知証の交付

表1:2018(平成 30)年度における条例適合通知証交付件数及び建築基準法に基づく 工事届件(棟)数の比較

2 土地利用誘導の効果の分析 ※Ⅱ-2-(1)に関連

2018 (平成30) 年度における条例に基づき手続きがなされた事業の地点を伊賀市の全図上に示した分布図については、図1のとおりです。

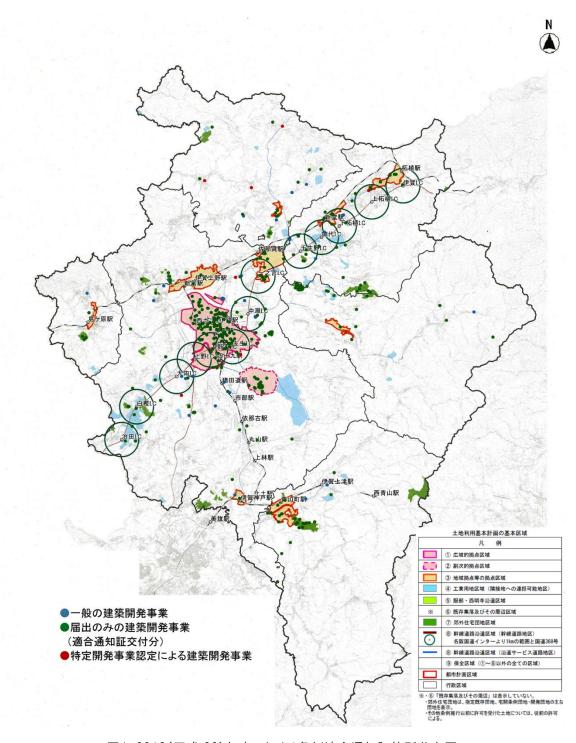


図1:2018(平成30)年度における条例適合通知証箇所分布図

結果、建築開発事業が拠点区域などに集約されているとともに、保全区域における建築開発が抑制されていることが分かります。

このことから、土地利用基本計画に基づく土地利用誘導の効果が十分に得られているものと言えます。

なお、凡例の①~⑤、⑦、⑧の区域(着色している区域等)以外での建築 開発事業の概要については、表2のとおりです。

既存集落及びその周辺区域においては、性質上、前頁の地図には、六していませんが、農村環境の保全を図りりつたとなどコミュニティ維持のための立地は許容するとなります。保全区域については、無別の建築開発を抑制する区域ですが、農家住宅や分家については、立地可能です。

	(単位:件)
区 分	件数
既存集落及びその周辺区域の基準によるもの	14
戸建住宅	14
保全区域の基準によるもの	5
農家住宅・分家住宅	4
公民館・集会所等	1
区域の基準によらないもの	45
既存施設の増改築等(同用途に限る。)	29
農林漁業を営むために行うもの	5
その他	11
計	64

表2: 既存集落及びその周辺区域、保全区域での 建築開発事業の件数

3 条例による建築行為に対する影響の分析 ※Ⅱ-2-(3)に関連

(1) 条例運用開始前後の建築行為件数に対する影響の分析

2014 (平成 26) 年度から 2018 (平成 30) 年度までの建築行為の件 (棟) 数の推移 については、以下のグラフのとおりです。



グラフ1:建築基準法に基づく工事届件(棟)数の伸び率の推移 ※2014(平成 26)年度を基準(1.0)とする。

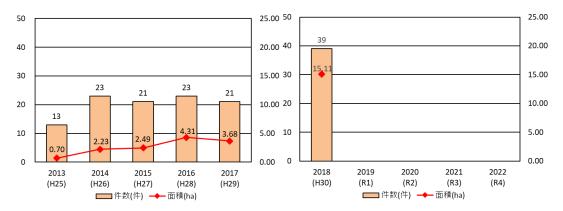
2014 (平成 26) 年度の工事届件(棟)数を基準(1.00)として各年度の伸び率を比較したところ、本市においては、2014 (平成 26)年度から土地利用条例導入前の 2017 (平成 29)年度にかけて 0.22ポイントの減少がみられましたが、全国、三重県、隣接市、類似団体においては、このような減少傾向はみられませんでした。

条例運用開始後の 2018 (平成 30) 年度の件(棟) 数について、本市では、2017 (平成 29) 年度の伸び率 0.78 から 0.79 と 0.01 ポイント回復しており、これは、全国、三重県、類似団体の回復傾向と整合します。

ただし、条例運用開始後単年度の結果では、条例による影響の状況を分析することは難しため、今後の推移を確認していきます。

(2) 旧市街化調整区域内における規制緩和の影響の分析

旧市街化調整区域内での開発行為許可件数及び面積の推移、条例運用開始後(2018(平成30)年度)以降の条例適合通知証交付件数及び面積(旧市街化調整区域内かつ開発許可が必要だったものに限る。)の推移は以下のグラフのとおりです。

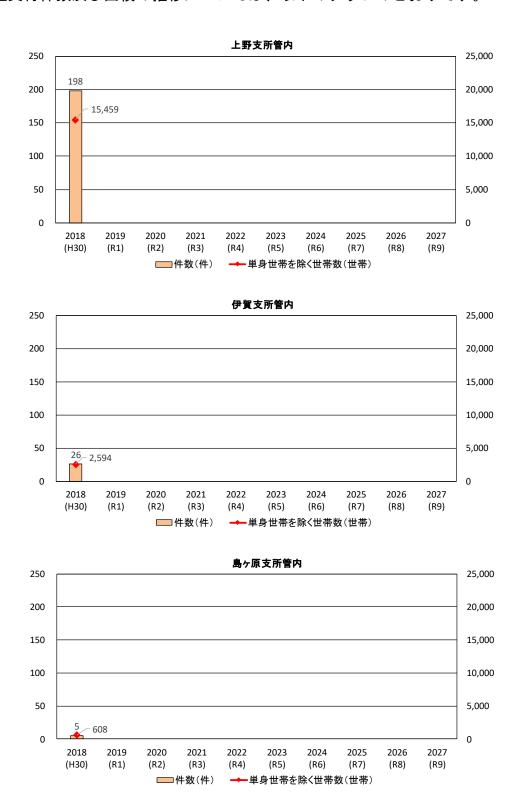


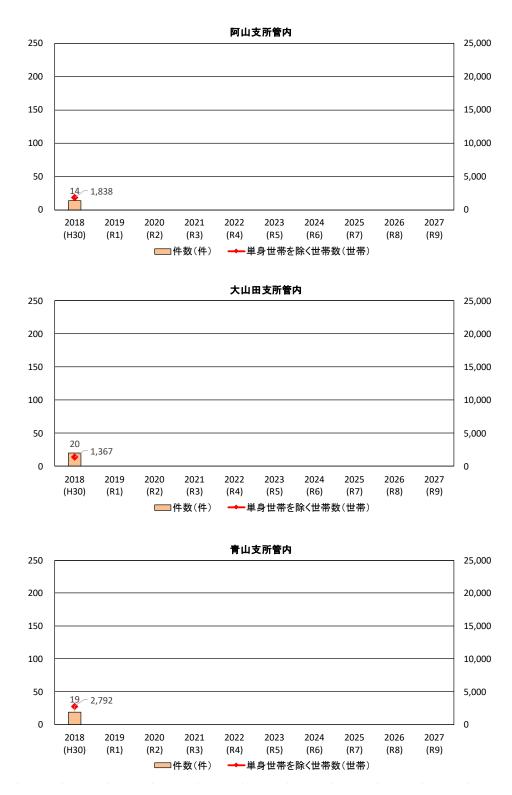
グラフ2: 旧市街化調整区域内における開発行為許可件数及び面積の推移

グラフ3:条例適合通知証交付件数及び面 積の推移(旧市街化調整区域内かつ開発 許可が必要だったものに限る。)

条例運用開始前後の同条件下での比較において、条例運用開始前5カ年の平均件数20.2件、平均面積2.68haに対し、条例運用開始後の2018(平成30)年度の条例適合通知証交付件数が39件で約1.9倍、面積が15.11haで約5.6倍に伸びており、条例の施行によって旧市街化調整区域内においては、規制緩和による影響があったものと推察できます。ただし、条例運用開始後単年度の情報であるため、今後の推移を確認し分析する必要があります。

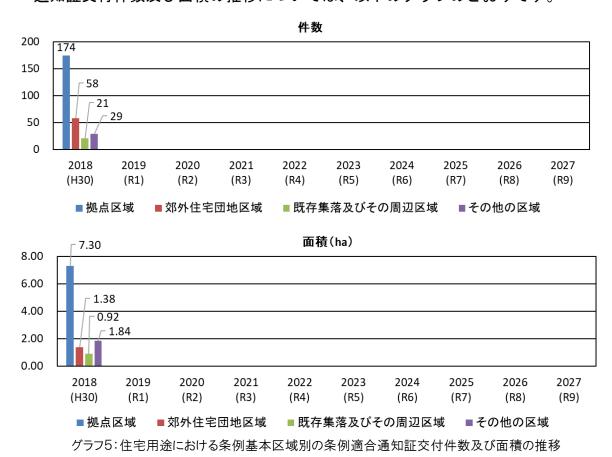
(3)条例運用開始後の支所管内別の住宅用途件数等と世帯数の推移 条例運用開始後の支所管内別の住宅用途における建築開発事業の適合通知 証交付件数及び面積の推移については、以下のグラフのとおりです。





グラフ4:住宅用途における支所管内別の条例適合通知証交付件数及び面積の推移

これらの比較においては、条例運用開始後5カ年の推移をそれぞれ確認します。 2018 (平成 30) 年度末現在においては、上野支所管内の住宅用途の建築開発事業及び世帯数が突出して多いことが分かります。上野支所管内においては、他の支所管内と比べ、既存用途地域が存することや、交通拠点となる駅を含む拠点地域、郊外住宅団地が他の支所管内より多く存することが要因と考えられます。ただし、これらは単年度の数値であることから、今後もこれらの推移を確認し分析する必要があります。 (4)条例運用開始後の条例基本区域別の住宅用途件数及び面積の推移 条例運用開始後の条例基本区域別の住宅用途における建築開発事業の適合 通知証交付件数及び面積の推移については、以下のグラフのとおりです。



2018 (平成30) 年度単年度の数値のみのため、推移は今後確認していくことになりますが、単年度でみると件数、面積ともに「拠点区域」に集中して建築行為が行われたことが分かります。

また、件数でみると、 「拠点区域」に次いで

「郊外住宅団地区域」、「 「その他の区域」、「既存 集落及びその周辺区域」 の順ですが、「その他の 区域」の 29 件、1.84ha のうち既存住宅の増改築 等が 24 件、1.71ha で、 農家住宅・分家住宅が 5 件、0.13ha でした。

種	別	件数	面積
1夕.公家众夕		5	0.12

(単位:件、ha)

農家住宅・分家住宅	5	0.13
既存住宅の増改築等	24	1.71
一般住宅(服部・西明寺沿道区域)	0	0
特定開発事業の認定によるもの	0	0
兼用住宅	0	0
集合住宅	0	0
その他(基準一覧表にないもの)	0	0
その他(経過措置等)	0	0
計	29	1.84

表3:その他の区域における住宅建築行為の内訳

Ⅴ まとめ

1 2018 (平成30) 年度調査結果の効果・影響に関する分析

本書の 2018 (平成 30) 年度調査結果では、市内の建築開発事業の把握が概ね可能となっていることが確認できた。このことは、条例における分析根拠データの信頼性が高いものと言えます。

このうえで、2018 (平成30) 年度の条例の適合通知証を交付したプロット図を確認すると、「拠点区域」や「郊外住宅団地区域」への集中が認められ、当該年度においては、条例による土地利用の誘導が図れたものと考えられます。以上のことから、本書 $\Pi-2-(1)$ 及び(2)に記載した条例による当該年度における効果は十分得られているものと結論できます。

2 2019 (令和元) 年度以降の調査結果の分析

次年度以降の調査結果の分析にあたっては、本書Ⅲ-1及び2に基づき、 各年度において「条例による建築開発事業の把握の信頼性」、「土地利用誘導 の効果」の分析を行います。

あわせて、条例による市内の建築行為に対する影響の分析のため、本書Ⅲ -3各号に基づき調査結果を確認しその推移を明らかにします。各年度においては、それまでの推移に関して分析を行いますが、規定の期間までの調査 結果が明らかになった後、その推移を基に検証を行うものとします。